



IBJ ガイドライン

令和 7 年 1 月 7 日改定版

目次

【1】目的	3
【2】成婚主義について	3
【3】会員の登録について	4
1.会員のプロフィール登録について	
2.障がいや病気をお持ちの方について	
3.登録会員の移譲について	
4.会員の休会について	
【4】お見合いについて	5
1.取次ぎなどについて	
2.氏名交換のタイミングについて	
3.お見合い日程調整と結果報告などについて	
4.お見合いのキャンセル料について	
【5】交際から成婚について	7
1.交際管理について	
2.成婚について	
【6】会員募集、広告出稿について	8
【7】会員の SNS 利用について	9

【1】目的

本ガイドラインは、加盟相談所がお互いに協力し合い、会員の成婚に向けたサービス提供を行うため、運営上守るべきルールやマナー、その他の方針について定めたものです。

株式会社IBJ（以下、当社）は加盟相談所の運営実態等にもとづき、適宜適切にこのガイドラインを運用し、必要に応じてその内容を変更していきますが、本ガイドラインで網羅できていないことからについては、上記相互扶助の精神にもとづき各相談所間で話し合い、解決をはかるものとします。

本ガイドラインは加盟契約の一部を成すものであり、ガイドラインが遵守されていない運営状況が認められた場合は、加盟契約に則り、厳正に対処いたします。

【2】成婚主義について

成婚主義とは、会員の幸せな成婚（婚約）を目指し、加盟店同士が協力しながら会員の婚活をサポートすることを指します。

（1）ホームページ等の表示について

「成婚主義」に則った相談所運営を行い、それを実践するサービスに相応しい料金体系があることを加盟相談所は認識し、また、ホームページ等において、次の様な表示を行わないものとします。

- ・他のIBJ加盟相談所と比較し、これを貶めるような表現
- ・IBJ加盟相談所間の比較を「同じデータベースなら、安いところが良いに決まっている」というように料金の安さで行う表現
- ・「入会金無料」や「成婚料無料」を特に強調し、「結婚相談所サービスは安ければ安い方がよい」との誤解を生じさせるような表現
- ・消費者に誤解を与える会員数や成婚数など

（2）料金体系について

成婚主義を実践する為、各加盟相談所においては、サービス水準を維持し、また、成婚意欲ある方を会員とする必要があります。その為、料金設定は慎重に行う必要があり、以下料金体系が参考目安になるとIBJは考えています。

- | | |
|-------|--------------------|
| ①初期費用 | 100,000 円（税別） |
| ②月会費 | 5,000～10,000 円（税別） |
| ③成婚料 | 200,000 円（税別） |

尚、上記は、「成婚主義を実践するサービスに相応しい料金体系」について、IBJの考え方を示したものであり、これをもってIBJ加盟相談所の料金設定を拘束するものではありません。

【3】会員の登録について

1. 会員のプロフィール登録について

各加盟相談所は、自社の会員をIBJシステム(以下、システム)に登録するにあたり、その内容について下記内容に従ってください。

(1) 基本事項

- ・記載内容に虚偽や誇張表現がないかを確認します。
- ・登録後は、常に最新のデータになるよう維持・更新し、証明書類が必要な項目については、最新の証明書を提出していただき、確認することとします。
- ・相談所契約者本人及び相談所スタッフアカウントを発行されている者の会員活動については、トラブルのもとですので禁止とします。
- ・プロフィールは、正確なお相手選びを行う上で重要な情報となる為、任意項目についても可能な限り記載してください。

(2) プロフィール項目について

①プロフィール写真

会員の魅力を引き出すもので、撮影後1年以内のものを使用します。

②住所(お住まい)

住民票記載の住所を原則とし、例外的に公共料金等の領収書等で相談所が確認を取った居所も登録可とします。

③会員の氏名

本名(フルネーム)で登録します。仮名やペンネーム、通称や記号等の登録は禁止します。

④初婚・再婚の区別

戸籍上の婚姻関係が過去にあった場合に「再婚」、それ以外は「初婚」とします。

⑤子供の有無について

親権が無い場合も「あり」と記載します。

2. 障がいや病気をお持ちの方について

障がいや病気をお持ちの方について、その障がいや病気を理由に入会をお断りではありません。ただし、入会前には、お見合いの設定が難しいことや、成婚までのサポートが困難であることなど、会員様の期待に応えられない可能性が高いことは正しくお伝えしてください。

その上で入会していただく場合は、障がいや病気の情報(機微情報)をどのように取り扱うのか(お相手にお伝えするのか)を会員と相談所で十分に話し合い、決定するようにしてください。

3. 登録会員の移譲について

会員を他加盟相談所へ移譲する場合、消費者保護の観点から、中途解約時の返金の責任の帰属等、契約内容について明確にし、トラブル無きよう運営ください。なお、万一相談所間の会員の移譲に関して、相談所と会員間、あるいは相談所同士のトラブルがあつても、当社は責任を負いません。

4. 会員の休会について

システム上での休会期間は最長 2 年間となり、休会後 2 年を過ぎると自動退会となります。

【4】お見合いについて

1. 取次ぎなどについて

相手からのお返事がなく、システム上で自動不成立となる期間はお申込みから 10 日間です。下記の基準に沿って運用してください。

- ①申受け側の会員がお見合いを受けるかどうかについて検討期間を設けられるように、可能な限り速やかに取次いでください。諸般の事情により遅れる場合は、相手方に配慮をした申し送りをするようにしてください。
- また、自動不成立まで期限が迫っている申込みを自社会員に取次ぐ際には、締め切りが迫っている申込みである旨を伝え回答期限を示してあげることを推奨します。大切なのはご縁をつなぐことですので、「お互い様の精神」で相互扶助の気持ちを忘れずにお願いします。
- ②申受け側相談所は自社会員に取次ぐかどうかについて可能な限りスピード一な判断及び処理をするようお願いします。
- ③お見合いが立込んでいる、仕事が忙しいなど、申込み・申受けから 1 ヶ月以内にお見合いが組めないことが明白な場合は、安易に取次がずに相手方への配慮を持った対応や判断をお願いします。
- ④自社会員に真剣交際に進めそうな交際相手がいる場合、今の交際に集中していただけ るよう、取次ぎを調整するなど、ご成婚に導くためのサポートをお願いします。

2. 氏名交換のタイミングについて

- ・お見合い成立時点...名字(漢字・ふりがな)のみの開示
- ・交際成立時点...氏名(フルネームの漢字・ふりがな)の開示

お見合いの席では会員様の自己判断で氏名を公開してもらって構いません。あくまでも個人情報保護の観点から、お見合い成立時点ではシステム上でフルネームが開示されない仕様ですが、実際のお見合いの場で氏名公開を禁止するわけではありません。

3. お見合い日程調整と結果報告などについて

各加盟相談所は、会員のお見合いについて下記の基準に沿って運用してください。

大切なのはご縁を繋ぐことですので、「お互い様の精神」で相互扶助の気持ちを忘れずにお

願いします。

(1) お見合い日程調整

- ①システムでお見合いが成立したら、双方の相談所が協力の上、1週間以内にお見合い日を決めてください。実際のお見合い日は、システムでのお見合い成立後1ヶ月以内を目安に行うようにしましょう。
- ②お見合いの「日程」「場所」は、原則、申込みを受けた側を優先し、双方相手方への配慮と思いやりを持って調整してください。
- ③お見合い前日は、原則申込んだ相談所側から、日時・場所確認の再連絡をしてください。前日確認はお見合い管理画面からの連絡を推奨しますが、ケース・バイ・ケースでお願いします。
- ④エリアによりお見合いの立会い・同席に関する習慣や考え方方が違うことを理解し、尊重するようにしてください。お見合いの立会い(引き合わせ・立ち紹介)については、申し込みを受けた側の相談所の意向を尊重してください。

(2) お見合い当日

- ①お見合いキャンセルの連絡が前日の営業時間以降となった場合は、当日キャンセル扱いとします。お見合い前日が定休日の場合は、事前にその旨を相手方に伝えるなど円滑なコミュニケーションをお願いします。
- システムに営業時間や定休日が登録されていない場合は24時までを前日としますので、必ず営業時間を登録するようにしてください。
- ②お見合いの当日は、必ず自社会員・相手方相談所と連絡がつくようにしてください。(お見合い時刻の前後は必ず)お見合い当日にキャンセル、遅刻、お相手と会えない等の連絡が入った場合は、双方の相談所で連携の上、速やかに解決を図ってください。
- ③会員間のトラブル回避のため、お見合い当日に会員同士が電話番号や名刺といった連絡先を交換することは禁止です。相談所を通して返事をするように徹底してください。
- ④お見合い時のお茶代は男性側の負担とします。ただし、お見合いに同席する相談所スタッフ(仲人)のお茶代については、原則申込みを受けた側の相談所の方針が優先されることとします。

(3) お見合いの結果報告

お見合い実施後は、速やかに会員から報告を受け、相手方相談所にはお見合い日の翌日17時までに連絡をするのがルールです。お見合いの翌日が休業日等の場合は、下記の何れかの方法で対応してください。

- ・当日中にお見合いの結果を入力する
- ・事前に相手相談所から、結果入力が遅れることについてご了承を得る
- ・担当者がお休みを取る場合は、社内で引継ぎ対応する
- ・休業日の前日にはお見合いを設定しない

4. お見合いのキャンセル料について

お見合いのキャンセル料については下記のルールに沿って運用してください。なお、相談所間

で判断の分かれる場合、一方的に判断するのではなく本ガイドラインの目的たる相互扶助の精神にもとづき、双方話し合いの上で解決してください。双方で話がつかない場合は当社事務局で裁定をしますが、判断材料はお見合い管理画面のコメントツールのやり取りとしますので、履歴が残るシステムをご活用ください。

会員同士のお気持ちが一番大切ですので、安易にキャンセルをするのではなく日程調整に努力をするようお願いします。

(1) お見合い前日までのキャンセル

システムでお見合いが成立した後にキャンセルをした場合は、キャンセルをした側の相談所は、キャンセル料として5,000円(税込)を相手方相談所に支払うこととします。お見合い前日までに日程の再調整を行う場合は、キャンセル料は発生しません。

- ・お見合い日程調整中に相手方相談所と連絡が1週間以上取れなくなるなど、相手側相談所、会員の怠慢により日程調整が困難であることが原因で自社会員のやる気が失われてしまった場合について、キャンセル料を払わずにお見合いをキャンセルすることができることとします。
- ・システムでのお見合い成立から1ヶ月以内にお見合いが開催できない場合は、双方の合意があれば、キャンセル料を払わずにお見合いをキャンセルすることができることとします。

(2) お見合い当日のキャンセル

お見合い当日のキャンセル及び、15分以上の遅刻をしたことで、お見合いが不可能と相手方が判断した場合、キャンセル料として10,000円(税込)を相手方相談所に支払うこととします。当日にお見合いが実施できず、双方の会員が別日にお見合いの再調整を希望する場合は、お相手のご事情を踏まえ、キャンセル料を請求せず再調整することが望ましいと考えます。

【5】交際から成婚について

1. 交際管理について

会員の交際管理にあたっては、下記のルールに沿って運用してください。

(1) 交際期間

こちらで示す期間は、あくまでも意思確認の目安です。会員の気持ちに配慮し、交際状況に応じて柔軟なサポートをお願いたします。

①相談所間の連携により、「真剣交際」(相手を1人に絞った交際)をお見合い日から起算して1ヶ月～1ヶ月半を目安に実現できるようにします。真剣交際を考えるお相手がいる場合は、安易にお見合いを取り次がず、相談所間で連携して真剣交際に移れるよう調整をしてください。

②交際期間はむやみに長引かせず、3ヶ月を目処とし、会員の意思確認をしてください。

(2) 交際時の禁止事項

①交際承諾後は、正当な理由なく、一度の出会いもないまま交際中止をすることは禁止とし、相手方相談所に対し交際のキャンセル料として10,000円(税込)を支払うものとします。ただし、一度目のデートまでのやり取りでトラブルになった場合など会うことが著しく困難な場合は双方相談所で相談の上で交際を取り消しできるものとします。また、オンラインデート

は、デートとしてカウントしません。ただし双方の相談所、会員が納得していればデート1回としてカウントする事は問題ありません。

②交際期間中の婚前交渉は禁止です。会員から相談された際も、業界全体への風評や影響を熟慮の上、アドバイスをお願いします。

③交際時に知ったお相手の連絡先に対し、相談所から連絡をすることは一切認めません。

・相談所間の連絡については、双方の相談所が互いに協力し合い、相互扶助の精神で相手方への配慮と思いやりを持った対応を心がけてください。

・電話で連絡を取った場合も、後から確認ができる様に備忘記録としてお見合い管理画面に入力しておくことを推奨します。

(3) 交際終了

①交際を終了する場合は、相談所を通じてお断りしてください。ただし、会員同士の自然な流れによる話し合いや、交際期間が長い場合などは、双方相談所同士で話し合いの上、判断してください。

②交際の終了をシステムに入力するのは、原則交際をお断りされた側が行うこととします。断りの連絡を受けた相談所は、会員に連絡をして交際終了の旨を伝えた上で速やかにシステムの入力を行ってください。入力の期限は断りの連絡を受けた日の翌々日の17時までとし、期限までに入力が無い場合は断った側の相談所がシステムに入力しても構わないとします。

③会員が、交際を終了した相手方に、メール・電話・SNS等で連絡をとることや、お会いすることは禁止してください。

2. 成婚について

成婚とは会員同士がお互いに結婚すると決めることです。以下の場合も成婚とみなすことを、会員に周知徹底してください。

①婚前交渉

②結婚の口約束、同棲、宿泊をした場合

③交際期間が6ヶ月を経過した場合(基準日は、お見合いをした日からとします)

④退会後、過去に相談所を通じてお見合いした方と結婚した場合

【6】会員募集、広告出稿について

インターネット、SNS、新聞、雑誌等の広告媒体を利用して会員募集を行うときは次の基準に従ってください。

(1) 法令の遵守

①特定商取引法、景品表示法、消費者契約法など関係法令を遵守してください。

②誇大広告は法律で禁止されています。例えば、「地域ナンバーワン」や「当社だけ」という表現をする場合は広告内に第3者が客観的に判断できる根拠を必ず明記してください。

③自社実績として成婚率などの数値を示す場合は、算出方法など客観的に判断できる根拠を明記してください。

(2) 加盟店の遵守事項

- ①業界に対する信頼性を著しく損なう怖れのある媒体は選択しないようしてください。
- ②社名または屋号、サービス名、連絡先(所在地、電話番号等)、業態(役務内容等)を明示してください。
- ③会員へのサービス提供に当社システムを利用する場合は広告中に「IBJ加盟」の表示を行ってください。
- ④登録会員数、男女バランス、成婚者数等の顧客の判断に影響を与える具体的な数値を示す場合の客観的根拠となるデータは、当社発表の数値を利用し、その旨も明示してください。
- ⑤システム画面・IBJ サイト画面等のキャプチャ画像の転載は禁止しています。当社が提供するロゴ・バナー画像を利用規約に遵守してご利用ください。

(3) リスティング広告出稿時の注意点

加盟相談所は、リスティング広告(検索連動型広告)を行う際に連盟全体の利益に配慮し、当社が定めるキーワードによる検索結果に自社の広告が表示されないようにしてください。

具体的には、「完全一致」に限らず、「部分一致」「フレーズ一致」「絞り込み部分一致」等の全マッチタイプで表示されないよう徹底してください。

具体的なキーワードは以下とし適時更新して本ガイドライン等しかるべき方法で告知します。

なお、以下キーワードは、想定される典型的なものを例示的に挙げたものであり、平仮名、片仮名、漢字、アルファベット等での表記、及びそれらを組み合わせたあらゆるパターンも含まれるものとします。

IBJ

日本結婚相談所連盟

IBJメンバーズ

loungemembers

その他、IBJ運営サービス全般の名称も対象となります。

また、上記を除外キーワード(マッチタイプは「部分一致」)として設定するものとします。

【7】会員の SNS 利用について

会員の SNS で、会員情報やお見合い相手の個人情報など、モザイクの有無に関わらず、漏洩や流用をすることは厳禁です。

こうした問題が発生した場合、加盟相談所全体、及び、株式会社 IBJ 全体の信用失墜等、その損失は計り知れません。業績や株価にも影響する極めて重大な問題であり、そうなった場合は、当該会員だけでなく、所属相談所の責任も免れません。

すべての会員様が安心してご活動いただけますよう、会員には SNS 利用について厳格な指導をお願いいたします。